

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

我が国が国際社会の一員として発展を続けるために、種々の面において国際協調を進めていくことが強く望まれているが、厚生行政の各分野においても例外ではなく、国際機関を通じ、あるいは国家間の交流により、国際協力が進められている。

すなわち、国際検疫や麻薬取締りのように、国際的な連携をその前提とする行政分野はもとより、食品、医薬品の安全性の確保、環境衛生の向上などの目的を果たすため、情報の交換が行われ、また国際的基準の設定が検討される等、こうした分野においても相当な成果を生みつつある。更に、近い将来社会保障や社会福祉の分野においても、国際的な交流や協力が欠かせぬものとなるであろう。

他方、発展途上国の開発は、世界的な課題としてとらえられ、我が国が果たすべき役割も増大しているが、特に保健福祉の分野における開発援助は、社会開発の大きな柱として重要性を増しており、新たに発足した国際協力事業団の活動ともあいまって、この分野における厚生省の積極的な関与が期待されている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

1 国際機関

(1) 世界保健機関(WHO)

WHOは、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関であり、国際疾病傷害死因分類統計の作成、国際保健規則の施行、国際的規模の調査研究、衛生技術の国際的交流等を行うほか、開発途上国への技術援助を大規模に行っている。

我が国は、26年に加盟して以来、所定の分担金を支払うとともに、痘そうぼく滅計画に対して任意拠出金を拠出し、また、国際的な衛生統計の整備事業に対する協力を行い、専門家諮問部会へ参加(約80名の専門家が45部会のメンバーとなっている。)している外、ウイルス疾患やがんなど12の研究分野について国立予防衛生研究所や国立がんセンター等が国際的レファレンス・センターとして委嘱を受けている。また、我が国においてWHO家族計画セミナーを開催(48年10月)し、種々の会議及びセミナーに対し貢献する等、極めて幅広い活動を行ってきた。更に、我が国は、WHOの附属機関である国際がん研究機関(IARC)のメンバーとして活躍するほか、医薬品の副作用や環境に関するWHO国際モニタリング計画にも積極的貢献を行っている。ちなみに、現在WHOの日本人常勤職員は18名である(第5-1-1表及び第5-1-2表参照)。

第5-1-1表 国際連合、国連専門機関等に対する拠出状況(49年度)

第5-1-1表 国際連合、国連専門機関等に対する拠出状況
(49年度)

	拠 出 額	
	米 ド ル	(邦 貨 換 算) 単位: 1,000 円
国際連合 (UN)	15,938,765	4,909,140
国連開発計画 (UNDP)	16,000,000	4,928,000
国連人口活動基金 (UNFPA)	5,000,000	1,540,000
世界保健機関 (WHO)	5,207,860	1,604,021
国際がん研究機関 (IARC)	301,450	92,847
国連食糧農業機関 (FAO)	4,860,185	1,496,937
国連教育科学文化機関 (UNESCO)	2,707,488	833,906
国際労働機関 (ILO)	2,026,539	624,174

第5-1-2表 WHOに対する拠出金の推移

第5-1-2表 WHOに対する拠出金の推移

	WHO分 担 金		WHO任 意 拠 出 金	I A R C分担金
	分 担 率	金 額		
45年度	3.40%	853,102千円	2,555千円	—千円
46	3.40	926,572	3,000	—
47	4.88	1,262,760	0	74,966
48	4.86	1,382,819	7,023	78,308
49	4.86	1,604,021	7,023	92,847

厚生省国際課調べ

(2) 国際労働機関(ILO)及び国連食糧農業機関(FAO)

ILOは、世界各国における労働条件の改善を目的として設立された国連専門機関であるが、労働者保護にとどまらず広くその対象を一般住民にまで広げている。社会保障の分野においてILOは条約・勧告の採択のほか調査活動・技術協力等を行っており、我が国の積極的寄与が期待されている。なお、社会保障の運営問題を検討する場としてILOの公認団体である国際社会保障協会(ISSA)があり社会保険庁等が加盟し活動を続けている。

FAO及びWHOが37年に設立したFAO/WHO合同食品規格委員会は、消費者の健康を保護し、食品の取引における公正な慣行を確立し、国際貿易を発展させるため、国際食品規格を採択することとしている。我が国もこの委員会の作業に貢献すると共に、多くの情報を得てきており、特に食品規格の範囲が食品衛生一般の事項を含む広い分野に及んでいるところから、今後も積極的に参画する必要がある。

(3) 国連アジア極東経済委員会(ECAFE)

第30回エカフェ総会は、49年3月から4月にかけてスリランカのコロンボで開催され、我が国は、厚生大臣を首席代表とする代表団を派遣した。厚生大臣は、一般演説の中で、アジアにおいて農業、人口及び教育に関する問題が特に重要であることを指摘し、アジアの経済社会開発を促進するため、総合的開発戦略を組み、小地域ベースの協力を推進していく必要性を強調した。エカフェにおける保健福祉分野の協力は、技術協力、調査研究等を行う社会開発部及び人口部によって直接的に実施されている外、今総会で承認された機構改革により常設された社会開発委員会及び人口委員会が3年に1回開かれ、その活動を方向づけることとしている。なお、この総会は新たにアジア社会福祉調査訓練センターをマニラに設置してその活動を開始することを承認したが、このセンターに対して日本も資金拠出や専門家の派遣等による協力を約しており、今後の発展が期待されている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第1節 国際交流の拡大

2 二国間交流

(1) 日米厚生行政交流

49年2月,東京において第1回日米合同厚生行政交流会議が開催された。この会議は,47年来日した米国保健教育福祉省(HEW)長官が,日米の厚生行政担当当局間において,より良い情報交換の方途を作りたいと提案したのがきっかけとなり実現の運びとなったものである。第1回会議においては,米国から食品薬品庁(FDA)長官を含む代表団を迎え,主として食品衛生及び薬務行政について情報を交換するとともに,今後の計画についても検討した。更に双方が関心を有する厚生行政の他の諸分野を含めて,両省は情報交換,科学者の交流等を行い協力関係を発展させていくことに努力することとした。日米厚生行政交流が開始されたことにより,今後,両省が日常的交流活動を積み上げていき,その成果が我が国の厚生行政の向上に役立てられることが大いに期待される。

(2) その他の二国間交流

日米厚生行政交流のほか,従来から厚生省が関与してきた協力計画として次のようなものがある。天然資源の開発利用に関する日米会議(UJNR)は39年から開始され,厚生省も有毒微生物専門部会の活動に関与しているほか,環境分野の活動にも協力している。40年に開始された日米医学協力計画は,毎年開催される日米医学協力委員会をベースに,アジア地域の疾病に関し,情報交換,共同研究を実施している。日米公害閣僚会議は,環境問題の解決を目的として両国が協力するため45年から開始されたものであり,厚生省は廃棄物処理委員会の活動を通じて協力を行っている。

このほか39年以来,西ドイツとの間で社会保険に関する技術交換が続けられている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第2節 発展途上国に対する保健福祉協力

1 保健福祉協力の現況

(1) 発展途上国の現状

発展途上国のいわゆる大衆貧困といわれる現象は、過剰人口と食糧及び資源の不足から生ずる不均衡、並びに富の偏在又は都市部と農村地域の大きな格差に起因するものである。大衆貧困を除去するために総合的対策が必要であることはいうまでもないが、保健福祉の角度から見れば、人口抑制や低栄養の克服と共に、特に農村地域における保健水準の向上が緊要の課題であり、例えば、病院、保健所等の保健施設の設置及び医師、看護婦等のヘルス・マンパワーの育成に力を注ぐと同時に、疾病の予防のための環境衛生対策や衛生教育を進める必要がある。人口爆発を抑える一手段としての家族計画事業も母子保健サービスと結びつけて推進していかなければならない。また、現在ほとんど近代的な形態による行政として取り上げられていない福祉サービスの充実もこれからの大きな課題となろう。

現在、発展途上国において開発計画を作成し遂行していくに当たり、こうした保健福祉分野を含めた社会開発的側面を経済開発的側面と結合していく重要性が認識されており、協力計画を策定するにあたって、とかくこれまで軽視されがちであった社会開発的アプローチを十分考慮し、技術協力を通じて開発の担い手を育成していく必要がある。

(2) 保健福祉協力の現状

発展途上国の要請に応じて我が国が行っている保健福祉分野の協力は、厚生省が行う技術協力、外務省が行う無償経済協力、国際協力事業団による技術協力及び青年海外協力隊の派遣並びにWHOの研修事業に対する協力等の政府ベースによるものの外、日本赤十字社その他の民間ベースによるものが行われている。

厚生省は、48年度において新たに発展途上国における看護婦指導者を養成するため研修を行った外、従来から引き続き発展途上国の熱帯病の調査研究及び発展途上国へ派遣される専門家に対する研修を行い、また発展途上国からの研修生に対し結核対策に関する研修を行った。

海外技術協力事業団(国際協力事業団設立に伴い解散した。)は、厚生省の協力を得て48年度保健福祉協力の分野において、公衆衛生、水道、廃棄物処理、結核、がん及び家族計画について12種類の集団研修を厚生省附属機関等を通じて行った外、個別研修も実施し、また、保健福祉協力に関する調査及び援助プロジェクトを43件実施した。

WHOの実施する技術援助計画に基づき、アジア等の各国から我が国を訪れる研修生の数は48年度において47名であり、その研修は、厚生省附属機関等において実施されている。またWHOの要請により発展途上国

厚生白書(昭和49年版)

の医療,保健の技術指導にあたる者も少なくない。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第1章 国際協力

第2節 発展途上国に対する保健福祉協力

2 保健福祉協力の発展

(1) 国際協力事業団

49年8月発展途上国の経済社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として、新たに国際協力事業団が設立された。同事業団は、従来海外技術協力事業団が行ってきた技術協力及び日本青年海外協力隊に関する業務並びに海外移住事業団が行ってきた業務を発展的に引き継ぐ外、新たに発展途上国の社会開発並びに農林業及び鉱工業開発に協力するため資金の貸付、施設整備事業の実施、調査技術指導等を行うこととしている。これらの業務のうち保健福祉協力に関連するものについては、厚生省の専門的知識及び経験を十分に反映させていく必要がある。

(2) 東南アジア医療保健機構(SEAMHO)

我が国は、45年に開催された第5回東南アジア開発閣僚会議において、東南アジア諸国国民の健康の増進と疾病の抑制に貢献することを目的とする地域的協力機構の設立を提唱した。この構想に基づく東南アジア医療保健機構(SEAMHO)の設立は、47年の第7回会議において原則的に合意されたが、SEAMHO設立のための条約案を了承する場として予定されていた48年10月の第8回会議において一部の加盟予定国が態度を留保したため、このプロジェクトは開始するに至っていない。SEAMHOが設立の運びとなれば、この機構を通じて保健分野の協力が飛躍的に拡大することが予想され、厚生省の貢献が期待されると共に、協力のための態勢づくりが急がれる。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

科学技術の進歩発展は、国民生活の質の向上に大きく貢献してきた。例えば医療技術の発展や医薬品の開発は、数多くの疾病の克服に貢献し、また通信技術や電子計算機技術等の発展は、多種多様な情報の迅速な処理と、伝達を可能にした。

しかし、国民生活の向上については、なお環境、医療、保健、安全等の面でまだ多くの問題が残されている。

現在、人間が直面している重要な社会問題の一つに高齢化社会への対応、がん等の制圧、安全な食品や家庭用品並びに有効かつ安全な医薬品の確保等、人間の健康、安全に関する問題がある。このような問題を解決して、健康で質的に豊かな社会の実現を図るためには、ライフサイエンスの発展が必要であるとされている。すなわち生物学のみならず物理学、化学など各分野にわたる現代最高水準の科学技術を駆使して生命の仕組、働きを明らかにするとともに、これらの成果が保健、医療、環境保全等の諸分野に利用され、人間尊重の立場に立って国民福祉の向上を図る総合的な科学技術である。

科学技術会議では、46年4月、第5号答申「1970年代における総合的科学技術政策の基本について」において、ライフサイエンスの振興の必要性を打ち出した。その後科学技術会議にライフサイエンス懇談会が設置され、「ライフサイエンスの当面の振興方策」がとりまとめられた。更に同会議ライフサイエンス部会において、ライフサイエンスの研究開発目標とその振興方策について検討されている。

また、一方では科学技術会議に設置されている研究目標部会では、第5号答申の具体化のための方策の1つとして、「国民生活に密着した研究開発目標」をとり上げ、健康、安全、医療技術について今後推進すべき主要研究課題とその目標について検討されている。

このように、国民福祉及び国民生活に密着した科学技術の振興の重要性がますます高まりつつある。この新しい科学技術の展開をふまえて、厚生省では、当面次に掲げる事項を重点研究分野とし、国民福祉の向上を図っている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

1 人間資質の向上

- 1) 精神的,身体的能力の維持向上
 - 2) 生産活動,休養,レクリエーションの相互関連
 - 3) 生活の最適環境条件の究明
-
-

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

2 国民の健康生活の向上

(1) 保健医療の向上

ア 疾病,障害の予防,治療

(ア) 死亡率の高い脳卒中,がん,心臓病

(イ) 精神,神経障害

(ウ) 公害による健康障害

(エ) 難病,原因不明疾患

(オ) 老化と老人保健

イ 代替器官,新技術応用による診断,治療

(ア) 人工臓器,人工血液等の開発

(イ) 新技術の応用による診断,治療法

ウ 医薬品の安全性と有効性

(ア) 新ワクチンの開発

(イ) 医薬品の安全性と有効性の確保

(2) 衣食住等家庭生活の向上

ア 食生活の向上

(ア) 国民の栄養改善

(イ) 食品の安全性の確保

イ 衣生活の向上

日常使用する衣製品の安全性,機能

ウ 住生活の向上

(ア) 日常生活用品,器具の安全性,機能

(イ) 快適な生活のための都市計画

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

3 生活環境の保全

(1) 環境汚染の防止

ア 環境汚染の防止

イ 環境因子の人,生物に及ぼす影響

廃棄物処理

災害の防止

労働災害,産業災害の防止

都市災害の防止

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

4. 保健,福祉体制,社会基盤の向上

- 1) 健康管理体制
 - 2) 保健医療サービス
 - 3) 社会福祉体制
 - 4) 社会福祉サービス
 - 5) 保健福祉の標準
 - 6) 高度な情報処理及び伝達
 - 7) リハビリテーション
-

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第1節 科学技術の動向

5 人材の養成と確保

1) 研究企画者,研究計画者の養成確保

2) 新技術,関連領域教育

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究体制

厚生行政推進に必要な研究は,前節に述べた重要研究分野を考慮しつつ,次のような体制で推進されている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究体制

1 附属試験研究機関における研究

厚生省の9施設の附属試験研究機関では、各々の設置目的に沿った経常的研究を行っているほか、試験研究機関独自の重要な課題について、特別研究が進められている。49年度は次の9課題について研究が実施されている。

人正常二倍体細胞のウイルスワクチンへの応用に関する研究

(国立予防衛生研究所)1,345万円

アジュバントによる免疫効果の増進と副作用発現機構に関する研究

(国立予防衛生研究所)1,347万6,000円

食品に関係ある諸物質の安全性に関する研究

(国立衛生試験所)745万円

製剤技術の進歩に伴う医薬品の安全性の確認に関する研究

(国立衛生試験所)1,036万3,000円

生活の近代化に伴う健康生活条件の解明に関する研究

(国立公衆衛生院)563万6,000円

人口の過密化に伴う都市社会の精神健康の増進に関する基礎的研究(国立精神衛生研究所)476万6,000円

食品栄養成分の消化吸收作用に対する諸因子の影響に関する研究

(国立栄養研究所)620万円

沖縄におけるらいの感染と発病に関する免疫学的研究

(国立多摩研究所)288万9,000円

災害に対する病院の保安および避難体制に関する研究

(国立病院管理研究所)181万4,000円

厚生白書(昭和49年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究体制

2 行政部局の所管する研究

行政上特に必要な研究については,各行政部局ごとに計画され,推進される。その主なものは次のとおりである(金額は49年度予算額)。

(1) 特定分野の調査研究

特定の分野ごとに,総合的に調査研究を推進しようとするものである。

(公衆衛生局)

特定疾患に関する調査研究7億3,000万円

原爆症に関する調査研究5,250万円

農村保健に関する調査研究3,300万円

伝染病流行予測調査費1,940万円

(医務局)

がん研究10億円

新医療技術に関する研究5,000万円

医療情報システムの開発研究2億円

(環境衛生局)

食品の安全性に関する調査研究9,000万円

家庭用品の安全性に関する研究1億2,600万円

(薬務局)

医薬品等の総合研究1,800万円

既存化学物質の安全性に関する調査研究5,416万円

医薬品の薬効に関する調査研究1,221万円

(児童家庭局)

心身障害児の成因,予防に関する研究4億5,000万円

(2) 治療研究

行政上問題化している疾患として厚生省が定めた疾患についての研究で,患者の医療を通じた臨床的治療研究である。その主なものに,小児がん,小児ぜんそく等の小児慢性特定疾患に関する研究(12億2,375万円)及び慢性腎炎,難治性の肝炎,スモン等の特定疾患に関する治療研究(6億7,452万円)がある。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究体制

3 大臣官房の所管する研究

研究課題を定め、あるいは任意に大学、民間研究機関等の研究者から広く公募して、その研究を助成するため補助金を交付するもので、次の3種類がある。

(1) 厚生科学研究補助金

社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び厚生省の所管する事務を遂行するため必要とみられる研究について交付するもので、49年度、95課題5,500万円が交付された。

(2) 医療研究助成補助金

疾病、障害の治療、予防上の研究で国民の健康増進に寄与すると認められる研究に対し、公募により交付されるもので、49年度、46課題5,258万円が交付された。

(3) 特別研究費補助金

行政上特に要請の強い重要な課題について基礎的及び応用的研究を、計画的に特別研究として実施しており、49年度は総額8,000万円が交付される予定である。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究体制

4 原子力研究

厚生省は附属研究機関及び国立病院,療養所においても,放射性核種をトレーサーとした研究,あるいは放射線照射を利用した研究が行われている。また附属研究機関及び地方衛生研究所において,環境放射能に関する調査研究が行われている。これらに要する経費は科学技術庁に一括計上され,厚生省に移し替えられるが,49年度は1億8,273万円が移し替えられた。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第2章 試験研究

第2節 厚生省における試験研究体制

5 他省庁に関連する試験研究

(1) 特別研究促進調整費

各省の附属研究機関が協力して組織的、総合的に推進する総合研究課題あるいは緊急を要する特別な研究課題に対しては、科学技術庁から特別研究促進調整費が課題ごとに移し替えられる。48年度には、次の課題について厚生省附属試験研究機関等が参加した。

- 1) 都市排水の質的制御システムに関する総合研究(国立公衆衛生院)
- 2) 新免疫物質(インターフェロン)の開発に関する総合研究(国立予防衛生研究所)
- 3) 化学物質及び重金属の安全性評価手法に関する総合研究(国立公衆衛生院,国立衛生試験所)
- 4) 新方式による小型人工腎臓装置の開発に関する研究(医務局)
- 5) 動力補装具等の開発に関する研究(社会局,国立身体障害センター補装具研究所)
- 6) 言語の視覚的表示方式の開発とその利用に関する総合研究(国立聴力言語障害センター)
- 7) 都市生活における精神的健康に関する総合研究(国立精神衛生研究所)
- 8) 合成洗剤に関する特別研究(国立衛生試験所)

(2) 環境保全に関する研究

環境庁の環境保全総合調査研究促進調整費により48年度実施された環境保全に関する研究のうち、厚生省附属試験研究機関等が参加した研究課題は次のとおりである。

- 1) 大気複合汚染防止に関する総合研究(国立公衆衛生院)

厚生白書(昭和49年版)

2) 海洋汚染防止のための生物学的浄化能力に関する研究(国立公衆衛生院)

3) 各種環境下における生物の生態遺伝的变化に関する総合研究(国立予防衛生研究所)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報システムの進展

第1節 新組織による情報処理体制の整備

近年我が国は、複雑多岐にわたる情報化社会へと発展しているが、必要かつ有効な情報を選択、収集し、利用する目的に応じて整備し、最大限に活用することが、重要な課題となっている。

厚生省においても、この社会の動きに迅速に対応し、国民生活に密着した福祉行政を行うため、各種情報を電子計算機により正確、迅速に処理することが急務とされていたが、49年4月から、従来の統計調査部を統計情報部として組織改正し、新時代にふさわしい情報処理機関として発足させた。

統計情報部の業務としては、従来の統計業務の外電子計算機の機能を十分に活用して、既に手がけている各種システムの開発の続行、新しいシステムの開発、情報処理に関する将来の方向づけの検討など、長期的視野で実行すべき多くの重要な課題が含まれている。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報システムの進展

第2節 情報処理システムの現状

1 電子計算機の設置状況とその経費

49年度における電子計算機の設置状況及びその経費は、第5-3-1表に示すとおりである。

第5-3-1表 電子計算機の設置状況とその経費(49年度)

第5-3-1表 電子計算機の設置状況とその経費 (49年度)

設置主体	機種	セット数	経費(百万円)
統計情報部	NEAC-2200	2	196
社会保険庁	HITAC-8500	3	2,287
	HITAC-8450	1	
	HITAC-8400	1	
	FACOM-230	1	
国立がんセンター	HITAC-8350	1	125
計		9	2,608

厚生省統計情報部調べ

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報システムの進展

第2節 情報処理システムの現状

2 広がる情報処理業務

(1) 大臣官房統計情報部

1) 統計調査の集計業務

人口動態調査,保健衛生基礎調査,国民健康調査,患者調査,伝染病精密統計調査,医療施設調査,医師・歯科医師・薬剤師調査,食中毒精密統計調査,病院報告,生活保護動態調査,厚生行政基礎調査,社会医療調査,国民生活実態調査,厚生統計地域傾向精密調査,薬事工業生産動態統計調査,国民栄養調査,被保護者全国一斉調査,成人病基礎調査,医療扶助実態調査,世界出産力調査等

2) 統計調査の設計と解析

統計調査のための標本設計と達成精度の数理計算,生命表の作成等

3) 国家試験の採点処理業務

医師,薬剤師,保健婦,助産婦,看護婦,診療放射線技師,診療X線技師,衛生検査技師,臨床検査技師,建築物環境衛生管理技術者の国家試験の採点処理

4) 検索業務

医薬品情報検索システム,医療施設基本ファイル,血清情報管理,身分法の登録管理

5) 都道府県に対して統計調査データの磁気テープのコピーを交付するサービス

6) 職員給与計算業務

以上が統計情報部において行われている主たるデータ処理業務であるが,新開発システムについて説明すると次のとおりである。

ア 血清情報管理システム

このシステムは,47年度に公衆衛生局に設置された血清情報管理室の情報処理を行うために開発されたシステムであり,現在も一部開発中である。このシステムは,血清情報を磁気テープに保存し,電子計算機を使用して情報処理を行うものである。これにより伝染病の免疫状況,予防接種後の免疫状況,各種疾病,遺伝的疾患,国民の栄養状態等につき,情報を得ることも可能であり,血液銀行の機能の大

幅な拡充が期待されるところである。

イ 身分法の登録管理システム

厚生省が所管する医師,歯科医師の籍・登録台帳を電子計算機によりファイル化し,次の利活用を図る。

(ア) 医療関係者マスターファイルとして各システムで利用する。

(イ) 籍登録者の照会検索等を行う。

なお,全体のシステム開発は3~4年計画で行うことになっている。

(2) 社会保険庁

1) 厚生年金保険,国民年金及び船員保険の年金業務(資格記録,裁定,支払い)

2) 政府管掌健康保険,厚生年金保険料及び児童手当拠出金の計算並びに納入告知書の作成(東京都のみ)

3) 諸統計の作成

以上が主たるデータ処理業務であるが,この外,テスト的に「構内オンライン」による保険業務を行っている。これは,厚生年金保険及び船員保険の受給権者についてそのデータを磁気ディスクに蓄積しておき,ブラウン管式のビデオ・データ・ターミナル(端末機)によって検索を行い,蓄積されたデータの更新等処理業務を行っているものである。

(3) 国立がんセンター

1) 発がん機構の研究についての科学計算

2) はん用患者統計の解析,処理

3) 患者の生存,死亡率の解析処理

4) がん患者の全国登録業務

5) 病歴情報の処理

6) 医療情報精密解析(心電図,その他の検査結果のデータ処理)

7) 薬品の在庫管理

等が行われているが,現在,窓口会計処理システムを開発中であり,また,同センターの将来のコンピュータの利用については,窓口業務の電算化,医学検査業務の電算化,給食栄養の管理あるいは患者の予約業務の電算化等,センター全体の管理,運営の総合的なデータ処理システム化(ホスピタル・オーメーション)を目指しており,その検討,研究を進めている。

厚生白書(昭和49年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報システムの進展

第3節 情報処理システムの高度利用

1 厚生行政情報処理システム研究会

電子計算機の高度利用を促進するため46年3月に局長会議の了解のもとに厚生行政情報処理システム研究会が設置され、この研究会の発足により厚生省全体として電子計算機の行政面における利用の必要性が一段と認識を深め、組織的な検討がなされることになり、省全体としての情報処理システムの開発及び高度利用を目指して、研究を継続している。

各論

第5編 国際協力と試験研究及び情報システムの進展

第3章 情報システムの進展

第3節 情報処理システムの高度利用

2 厚生行政情報システムの全体像

(1) 医療行政情報システム

医薬品の情報検索,医療従事者の資格免許管理,医療需要の予測と供給体制の情報管理,血液及び血清情報の管理等

(2) 公衆衛生行政情報システム

伝染病の防疫情報の管理,ワクチンの需要供給情報の管理,集団検診事業の管理,食品添加物の情報管理等

(3) 福祉行政情報システム

心身障害児・者等ハンディキャップを持つ者の登録管理,社会福祉関係施設の需要供給情報の管理等

なお,厚生省における情報処理システム開発の一つとして48年度に医療システム開発調査室が設置され,実験,研究,開発が進められている。
